

『過程の演習 新国語問題集』解説

「23」小林康夫『こころのアポリア——幸福と死のあいだで』〈神戸大〉

【秘密のモノを隠す】予感として述べておくだけだが、人間にとって秘密はきわめて本質的な問題なのだ。それは、単なるプライバシーや私的所有権を超えた問題、きつと心というわれわれの存在のあり方そのものに直接にかかわっている。われわれの心は、それ自体——他者に対しても、またみずからに対してさえ——秘密なものとしてある。秘密を隠しているもの、秘密をキョウウジョしているものとしてあるのだ。その秘密がなんらかのモノに転移され、そしてそれがモノとして秘匿されることによって、世界ははじめてわたしの心の証しを受け入れたわけであり、わたしの心の代替物であるそのモノを通じて生き生きと鼓動しはじめるのだ。あの樹の下にわたししか知らないなかで隠されているというだけで、その界限は独特な生氣を帯びてくる。そこには世界とわたしとの特異な契約が成立するのである。

秘密——それはまだ他者が介入せず、言わば他者に対する境界線すら露にされていない領域である。

【名前は公私の境界線】このことはとても重要なことだが、プライバシーな領域とパブリックな領域とを切断する境界線自体はパブリックなものでなければならない。どのような結果が敷かれようが、それがパブリックに認知されなければ機能しないのであり、その限りでは境界線はつねに象徴的なものの秩序に属している。たとえば、名前は、たしかにプライバシーなものを指示しているのだが、しかしそれ自体は社会的なシステムのなかで認知されたパブリックなものである。名前とは、その意味で、ひとつの境界線である。名前によって、プライバシーとパブリックとの対立がパブリックに認知されるわけなのだ。

【秘密——境界線の不在】ところが、秘密とは、まさにそうした境界線そのものがパブリックには存在しないということなのだ。境界は、あるにしても、ただわたしにとってのみあるのであり、その存在自体は他者に知られていない。境界線が不在なのだから、それはけっしてパブリック／プライバシーの対立関係には回収されないまったく別の関係となる。言わば境界線を横切るのではない関係になる。(ア) 秘密は境界線の下をかくぐつてしまうのだ。

問2 傍線部（ア）「秘密は境界線の下をかくぐつてしまう」とあるが、これはどういうことか。八〇字以内で説明せよ。

▼「秘密」と「境界線」の関係が書かれている部分を抜き出し、整理する。

- ・秘密——それはまだ他者が介入せず、他者に対する境界線すら露にされていない領域。
- ・秘密とは、境界線そのものがパブリックには存在しないということ。境界は、わたしにとつてのみあり、その存在自体は他者に知られていない。

抜き出した上で、よく読み、言わんとしていることをつかまえる。名前という名の境界線は、他者（公）から見える。しかし、秘密については、その境界線が内側（私）からは見えるが、外側（他者・公）からは見えない。その対照を描く。秘密とはこん

な状態だ、という構文で作ってみると、

【解答例1】秘密とは、公私を分ける境界線が私にとってのみ存在し、境界線の存在そのものが自分以外の誰にも知られていない状態だということ。(61字)

もすこし足したい、となると、公私の境界は、(名前のように) 公的に(他者に) 認知されなければならない、という本質をもつが、「秘密」は、他者に知られないという特殊なものだ、ということを入れる。

【解答例2】公私の境界は、公的に認知されて初めて機能するが、秘密の場合は、境界線が私にとつてのみ存在し、境界線の存在そのものが自分以外には知られていない状態だということ。(79字)

【思春期前の秘密の世界】境界線を無視し、それをかくぐり、そうしてそこにひとつの楽しみを見いだす。大人たちによって秩序づけられた社会化された世界に媒介されることなく、単純に自分がここに生きてあるということだけに基礎づけられているような世界との関係を見いだす——それが秘密がもたらす不思議な楽しみなのである。たぶん、こうした秘密の楽しみが純粋な形で現われてくるのは、ある一定の年齢の幅、おそらく一〇歳前後においてだろう。自分の存在が世界の秘密なのだということを身をもって識る頃、だが同時に、その秘密がかならずや社会によって侵され、破られてしまうだろうという悲しみをすでにいくぶんかは予感し、先取りしている頃。人間の社会がつくり出しているさまざまな不調和、不条理を感取しはじめながら、しかしたとえば自分しか知らない秘密の場所に隠されたあるモノのことを思うと、まるでそれが世界と自分との特別の関係を立証してくれる証拠品でもあるかのように、心が熱くなり、そして安らかになる——あらゆるプライバシーの領域の手前で秘密はそんなふうに機能していたのである。

【第二次性徴—身体の変化が〈私〉を生む】それから身体がやってきた。すなわち、それまでその存在を意識すらしていなかった自分の身体がきわめて奇妙なモノであること、つまり自分の意識とは無関係に成長し、いや、それ以上にまさに成熟し、さまざまな性の徴候を帯びる実におかしなモノであることを知らなければならぬときがやってきた。手足が急速に伸び、陰毛が生え、声変わりし、そうして自分の身体が変わってしまう。その身体の変化に対応して、はじめてプライバシーが理解され、要求され、必要となるのである。

【何がプライバシーか——境界は事後的に決まる】たしかに、一般的にはプライバシーという言葉のもていろいろな事項が問題になる。家族関係や収入などの社会的、経済的な情報が問題になるときもあるだろう。思想や信条、あるいは感情などもプライバシーに属する事柄となるだろう。顔写真も当然、その対象になる。実際、権利という観点からすれば、すべてはプライバシーの対象となりうるのであって、そこではプライバシーとは、なによりもみずから望むことなく、他人にみずからのことを知られない権利ということになる。このような法的な観点からすれば、プライバシーとは一方でなんらかの仕方で「知ろう」とする欲望と、他方でそうした「知」の眼差しからみずからを守ろうとする欲望の対立・シヨウトツという場面があつてはじめて提起される問題である。ア・プリオリにプライバシーの領域が確定しているわけではなく、プライバシーとパブリックとの対立を通してふだんにその領域確定が争われるべきものなのだ。あらかじめ境界線が決まっているの

ではなく、境界線を——その度ごとに——引くこと、それがプライバシーという問題のポイントであり、そうした境界線がつねに引きなおされるように、境界線をどこに定めるかが絶えず議論の対象になるようにしておくことがもつとも重要なのである。

【プライバシーの側にはつねに身体がある】だが、にもかかわらず、忘れてはならないのは、おそらくそのようにして引かれる境界線のこちら側、つまりプライバシーの側にはつねに身体があるということだ。どのような方法で境界線を定めようが、プライバシーの領域にはつねに身体がある。それは身体によって住まわれている空間なのだ。おそらく、プライバシーを論じるためには、(イ)「私」という視点では少し不十分なのであつて、どうしてもそれを、一度は、身体の領域として押さえる必要がある。単なる「私性」でも「情報」でもなく、それらすべての交差点に身体があるのであつて、あるいはプライバシーは「身体がある」というこの驚くべき事態によって根源的に規定されているようにすら思われるのだ。

身体がある。それはたしかに「私」の身体だが、しかし同時にそこではじめて「私」というものが問題になるという意味における「私」の身体である。すなわち、プライバシーの根底にあるのは、わたしの・トウメイな身体なのではなく、「私」にとつてすら奇妙で不思議な、扱いかねるモノとしての身体である。すでに述べたように、それは、「私」の意志とは無関係にさまざまな徴候を示し、そしてさらには、とんでもないような、他人に言えないような、快樂すらもたらすのである。それは、もはや楽しみなどではなく、快樂である。たとえば、自分だけの秘密のモノをどこかに隠すというような楽しみではなく、自分の身体がそのまま秘密のモノになってしまったような快樂、自分から定めた秘密ではなく、その強度そのものがすでに本質的に秘密めいているような快樂なのである。

問3 傍線部(イ)「私」という視点」とあるが、「私」という視点に立った場合、プライバシーはどのような領域として捉えられているか。八〇字以内で説明せよ。

▼本論は、「身体という視点に立て」だが、問いは、逆に、不十分だと書かれている「私」という視点について聞いていることに注意。前段落とこの段落が「護歩」の論理になっていることにも注意。「たしかに一般的には——。だがしかし——」。問3で問われたのは、その「一般的な」プライバシーの領域についてだ。その定義については、前段落に「プライバシーとは、みずから望むことなく、他人にみずからのことを知られない権利」とあった。この「みずからのこと」に何が属するか考えることが、「私」という視点に立つということである。「私の〇〇」に入るべきいろいろなもの。どこまでが知られてもいい情報で、どこまでがダメか。会員登録フォームでどこまで記入するか、就職試験でどこまで問えるか、どこまで答えるか。そういう境界の問題。

【解答例】社会的、経済的な情報、思想信条、肖像など、本人についての情報のうち、本人の権利という法的な観点から、本人が望むことなく、他人に知られてはならない領域。(75字)

- 3/6 -

【身体を他者へ委ねる】快樂はけつして自分からはやって来ない。それは、かならずどこか他処から、あるいは他者からやって来る。結局は、「性」というものは、自分の身体が自分だけのコントロールに属するのではなく、他者に開かれ、与えられるものであるということに帰着する。自分の身体を奇妙な秘密めいたモノとして感覺するとき、しかしその秘密は、世界とのあいだではなく、誰か別の他者とのあいだで——いつか、あるいはすでに——共有されていることをわれわれは知っているのである。

ということとは、どれほど奇妙に思われようが、もしプライバシーの根底にそのような身体、とりわけ性的な身体があるのだとしたら、実は、それは同時に、プライバシーはその中核にすでに他者への委ねを保持しているということだ。みずからの性化された身体をプライバシーの領域のもとに保護するということは、同時に、その身体を、他者に向けた身体として意識することなのだ。そこにはすでに、(ウ)プライバシーの問題のもつとも興味深い両義性がある。つまり、プライバシーは、たしかに三人称的な他者を排除するのだが、しかしそれは単独の私性の領域が確立されることではなく、むしろ、特異な他者(二人称的な他者)への全面的委ねの領域の成立なのである。つまり、ある意味ではこの奇妙なモノであるわたしの身体を、ある他者へと委ね渡すためにプライバシーがあるのだ。それは、だから本質的に倒錯的なのである。そして、われわれにとっては、倒錯はつねに身体にかかわるのだ。

問4 傍線部(ウ)「プライバシーの問題のもつとも興味深い両義性」とあるが、これはどういうことか。八〇字以内で説明せよ。

▼性が私的領域を生む。性の快樂は、他者を想像し、他者と交渉する身体に宿る。よつて私的領域には、すでにつねに他者がいる。

「両義性」をどう説明するか。「プライバシー」には、AとBの二つの意味があるということ。」という形になるはず。傍線部の直前「Aみずからの性化された身体をプライバシーの領域のもとに保護する」ということは、同時に、Bその身体を、他者に向けた身体として意識するということなのだ」がその内容を示している。対比を明確にしたいところ。

A自分の性的な身体をプライバシーの領域に保護すること

Bその身体を、他者に委ねてしまう身体として意識すること

【解答例】プライバシーには、性的な身体について、それを一般的な他者から隠し、保護することと、逆に、特定の他者に委ねる身体として意識するという二つの意味があるということ。(79字)

(略) しかし、最後にのべておきたいのだが、このような性的な身体に「イキヨ」したプライバシー、近代の本質的な倒錯性に根ざしたプライバシーはいまふたたび変化していくのではないか、とわたしは思う。われわれの文化は「近代」(モデルニテ)という歴史的な存在様態がプログラムしていた倒錯的な快樂——間違つてはならないが、この場合、「倒錯」とは、きわめて広く「商品」とか「芸術作品」といった存在の仕方すら含

- 4/6 -

んでいるのだが——の全領域を、あるいはすでに歩んでしまったのかもしれない。すなわち、究極的には快樂の強度にその存在理由を見出すような身体を基盤としたプライバシー、つまり個的なプライバシーとは異なる、矛盾した表現になるが、はじめからもう少し社会化されているような、少数の人々との関係に開かれているようなプライバシーを構想することが必要になってくると思うのだ。

別の言葉で言えば、(エ) たった独りの秘密の楽しみにも、二人称的な明かしえない快樂にも基づいているわけではないようなプライバシー。ひとり個人の独自性を形成しているさまざまな諸関係の総体——そのなかに秘密のモノも身体も含まれるだろうが——としての〈生きる場〉としてのプライバシー。他者を排除し、締め出すどころか、むしろ迎え入れるようなプライバシー。そういうことが考えられなければならないのだろう。そして、それを考えるためには、きっと情報技術の進歩がもたらしたコンピュータ・ネットワークはよいシミュレーションの場となるのではないか、とわたしは思う。身体が関与しないネットワーク上での経験が、具体的な身体を中心にした現実の社会性のなかに移植されるとき、そこにプライバシーについてのまったく新しい問題設定が浮上するのではないか。大事な玩具を隠し守るように身体を包み込むのではなく、むしろみずからの「ともに生きる」場を積極的に組織する——そのような新しい、能動的なプライバシーの考え方に迫り着くひとつの路がそこにあるのではないだろうか。(小林康夫『こころのアポリア——幸福と死のあいだで』)

◎問5 傍線部(エ)「たった独りの秘密の楽しみにも、二人称的な明かしえない快樂にも基づいているわけではないようなプライバシー」とあるが、これはどのようなプライバシーのありかたを提起しているのか。本文全体の論旨を踏まえたうえで、一六〇字以内で説明せよ。

▼こういう大きい問いは、☆拾い出して整理。まっすぐにやればいいだけで、逆にやりやすい。新しいプライバシーのイメージを拾い上げていく。

・はじめからもう少し社会化されているような、少数の人々との関係に開かれているようなプライバシー。

・ひとり個人の独自性を形成しているさまざまな諸関係の総体としての〈生きる場〉としてのプライバシー。

・他者を排除せず、むしろ迎え入れるようなプライバシー。

・みずからの「ともに生きる」場を積極的に組織する——そのような新しい、能動的なプライバシー。

並べてよく読んで、論理を考える。元の記述は、ぐじゃぐじゃ。それを整頓せよ、という注文だ。こんな過程が見えてくる。

「他者を排除せず、少数の人々と関係を結ぶ↓人々と共に生きる場を積極的に作っていく↓その場の中で一人一人の独自性が形成されていく」

【解答例1】他者を排除せず、少数の人々と関係を結ぶことから、人々と共に生き、その中で一人一人の独自性が形成されていく場を積極的に作っていくという新しいプ

ライバシーのあり方を提起している。(87字)

少し短い。こういうときの手は、「Aではなく、B」と構成して、対比を際立たせる。傍線部の、「たった独りの秘密の楽しみにも、二人称的な明かしえない快樂にも」の部分を利用すればいい。「他者を排除するプライバシー／排除しないプライバシー」という対比を使う。

【解答例2】これまでのプライバシーは、公に対する私的領域として、他者を排除するか、または、身体的快樂に基づく特定の他者との閉じた領域であった。しかし、他者を排除せず、少数の人々と関係を結ぶことから、人々と共に生き、その中で一人一人の独自性が形成されていく場を積極的に作っていくという新しいプライバシーのあり方を提起している。(155字)

あくまで重要なのは後半。☆文末(後半) 命。「ともに生きる場を積極的に組織するような新しい、能動的なプライバシー」の内容を押さえる。

【冊子の解答例】※ちよつとこなれていない・雑ばくな解答例も含まれている。

問1 (a)Ⅱ享受 (b)Ⅱ衝突 (c)Ⅱ透明

(d)Ⅱ禁忌 (e)Ⅱ依拠

問2 秘密は、公私の領域を切断する境界線が公的には不在なので、公私の対立関係に回収されないまま、自分の生きてあることだけに基づいた世界との関係が成立するということ。(79字)

問3 自分の家族関係や収入、思想や信条や感情、顔写真などの情報を、「知ろう」とするパブリックに対立して、それらを他人に知られない権利という法的な観点から捉えた領域。(79字)

問4 プライバシーは、三人称的な他者を排除するが、それは単独の私性の領域が確立されることではなく、性的身体を特異な他者に全面的に委ねる領域であるということ。(75字)

問5 パブリック／プライベートの対立関係に回収されない、自分の生きてあるということだけに基礎づけられているような秘密の楽しみにも、身体を基盤として、二人称的な他者に全面的に委ねる快樂にも基づかず、個人の独自性を形成している諸関係の総体として、他者と「ともに生きる」場を積極的に組織するような社会化されたプライバシーのあり方。(159字)